

令和元年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益社団法人宮崎県農業振興公社

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	6次産業化サポートセンター事業(6次産業化都道府県サポート事業)	6次産業化を実施している、または目指している農林漁業者等へのサポート活動に関する業務	14,600,000	第167条の2第1項第2号	公益社団法人宮崎県農業振興公社は、農業の担い手育成や農地対策等の様々な農業分野に精通した専門知識が豊富なスタッフが在駐しており、平成20年度から農商工連携や6次産業化等の新たな取組に対応するため新農業支援課を設置し、県内唯一の専門機関として本県の6次産業化を先導してきた。 また、農業振興公社は農林漁業者等へのサポート活動において、相談内容に応じた6次産業化プランナーの派遣から各普及センターや市町村等の担当者と連携したフォローアップまできめ細かく実施できる業務知識と体制を備えている。 以上のように本県において、農業に関する専門性、かつ、6次産業化に対する専門知識やノウハウ、そして様々な農林漁業者や関係機関等とのネットワークを持ち、当該契約に係る役務の提供を行える者が他に存在しないため随意契約とした。	農政水産部 農業連携推進課
2	6次産業化サポートセンター事業(人材育成研修会開催、6次産業化推進に向けた交流会等開催)	6次産業化サポートセンター事業のうち、人材育成研修会の開催に関する業務、6次産業化推進に向けた交流会等の開催に関する業務	9,798,000	第167条の2第1項第2号	本事業の実施に当たっては、①農業の専門的知識、②6次化のノウハウ・情報、③農林漁業者だけでなく各分野の専門家・支援機関とのネットワークを有することが必須である。公益社団法人宮崎県農業振興公社は、農業の担い手育成や農地対策等の様々な農業分野に精通した専門知識が豊富なスタッフが在駐しており、平成20年度から農商工連携や6次産業化等の新たな取組に対応するため新農業支援課を設置し、県内一の専門機関として本県の6次産業化を先導してきた。 また、今回委託する事業に関して、人材育成研修会やインターンシップ研修等の開催に必要な県内外の様々な講師陣とのネットワークや運営におけるノウハウを持っている。 以上のように本県において、農業に関する専門性、かつ、6次産業化に対する専門知識やノウハウ、そして様々な農林漁業者や関係機関等とのネットワークを持ち、当該契約に係る役務の提供を行える者が他に存在しないため随意契約とする。	農政水産部 農業連携推進課
3	農業生産法人就職・早期離職防止支援事業の業務委託	県内農業分野での雇用拡大・定着促進に係る業務の委託	9,360,000	第167条の2第1項第2号	本事業は、若者の県外流出抑制やUIJターン就職希望者の就業機会の確保のため、農業生産法人への就職支援、就業者の定着支援について委託するものである。 公益社団法人宮崎県農業振興公社は、宮崎県新規就農相談センターの総合窓口を担ってきた実績があり、本事業の目的を達成する上で必要不可欠なノウハウ等を有する者が他に存在しないことから、同公社と随意契約を締結することとしたものである。	農政水産部 農業経営支援課 農業担い手対策室
4	農業承継コーディネーター設置業務	・農業承継コーディネーターの設置 ・農業承継のノウハウの蓄積、普及	7,752,353	第167条の2第1項第2号	本事業は、中古ハウスや畜舎、栽培技術などを新規就農者に円滑に承継する仕組みの構築を目的としているため、契約の相手方は、就農希望者の情報や相談対応に関するノウハウ、市町村等関係機関との連携体制を有する必要がある。 また、中古ハウスや果樹などの承継においては、農地の所有権や利用権移転を一体的に進めることが必須である。 農業振興公社は、県新規就農相談センターの総合窓口として、就農希望者に関する情報やノウハウを有するとともに、農地集積バンクとしての農地中間管理機構の役割を担ってきた実績があり、本事業の目的を達成することができる組織であり、かつ、当該契約に係る役務の提供を行える者が他に存在しないことから、同公社と随意契約を締結することとしたものである。	農政水産部 農業経営支援課 農業担い手対策室